

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

秋田県教育委員会規則第十七号

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則（平成二十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指導の改善の程度に関する認定） 第五条 県教育委員会が行う法第二十五条第四項の規定による認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。 一 略 二 児童等に対する指導が不適切であり、更に指導改善研修を実施した場合であっても、第一号に掲げる程度までの改善が見込まれない程度 （指導改善研修後の措置） 第六条 略 2 県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第二号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。 一・二 略	（指導の改善の程度に関する認定） 第五条 県教育委員会が行う法第二十五条第四項の規定による認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。 一 略 二 略 三 児童等に対する指導が不適切であり、更に指導改善研修を実施した場合であっても、第一号に掲げる程度までの改善が見込まれない程度 （指導改善研修後の措置） 第六条 略 2 略 3 県教育委員会は、研修受講者の指導の改善の程度が前条第三号に掲げる程度に該当すると認定したときは、当該研修受講者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。 一・二 略

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。